



生涯学習とスポーツ

生涯学習

生涯学習

学習情報の提供

市民の生涯学習を応援するため生涯学習情報を提供しています。

- 生涯学習総合情報誌の発行
- 出前講座
- 講師情報

▶ お問い合わせ 生涯学習課生涯学習係 (☎63-3498)

生涯学習講座の開催

親子対象講座・小学生対象講座・成人対象講座などの生涯学習に関する、さまざまな講座を開催しています。

▶ お問い合わせ 生涯学習課生涯学習係 (☎63-3498)

家庭教育学級

市内の小・中学校、コミュニティセンター、保育園などで、家庭教育に関する講座を開催しています。

▶ お問い合わせ 生涯学習課生涯学習係 (☎63-3498)

視聴覚ライブラリー

学校教育・社会教育向けの教材や、グループ・サークルなどの教育活動に有効な教材を貸し出しています。

利用するには

- (1) 学校や、グループ・サークルなどの団体。個人も可。
- (2) 16ミリフィルムの利用は「16ミリ映写機技術修得者」であること。
- (3) 営利を目的としないこと。

教材・機材内容

幼～中学校・青少年・女性・高齢者向けの16ミリフィルム、ビデオテープ、OHP、16ミリ映写機、スライド、プロジェクター、スクリーン、ビデオ編集システム

▶ お問い合わせ

鹿沼市視聴覚ライブラリー事務局 (☎63-3498)

貸出窓口 かぬまケーブルテレビホール
(市民文化センター) (☎65-5581)

コミュニティセンターの講座・教室

教養や趣味、体力作りなどいろいろな講座・教室を実施しています。

詳しくは、各コミュニティセンターにお問い合わせください。

スポーツに関すること全般

スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、鹿沼さつきマラソン大会などのスポーツイベント、スポーツ用具の貸し出しなどスポーツに関することはスポーツ振興課にお問い合わせください。

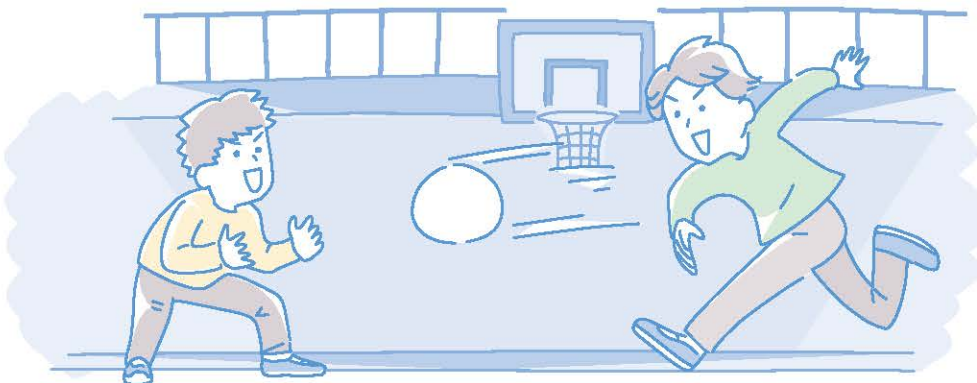
▶ お問い合わせ スポーツ振興課 (☎63-2255)

スポーツカウンセリング

スポーツをしている人、これから始めようとする人を対象に、現状を把握して適切な運動ができるように指導助言し、健康の維持増進や体力向上を図ります。

▶ お問い合わせ

TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館) (☎72-1300)



会議室・学校施設の貸出

会議室などの貸出

各種団体などが、次の施設を利用できます。利用方法などについては、「施設案内」をご覧ください。

- 市民文化センター
- 木のふるさと伝統工芸館
- 各コミュニティセンター
- 市民情報センター
- まちなか交流プラザ
- 文化活動交流館
- 職業訓練センター

学校施設の開放(会議室など)

市内に在住・在勤する成人者を含む団体で、利用したい日の前月1日から前5日までに申請してください。(団体登録は随時行っています)

開放施設	開放校	時間
特別教室	東中学校 大会議室 西中学校 大会議室 中会議室 板荷中学校 家庭科教室 金工・木工教室 ミーティングルーム	月～金曜日 午後7時～9時 学校休業日 午前9時～午後9時
	中央小学校 大会議室 小会議室	月～土曜日 午後7時～9時

▶ お問い合わせ 生涯学習課生涯学習係(☎63-3498)

学校施設の開放(スポーツ施設)

代表者が鹿沼市在住の成人者で、利用者が市内在住または在勤者で構成された団体で登録申請を行い、許可を得た団体が利用できます(夜間は中学生以上が対象となります)。利用団体は、スポーツ施設係へ登録申請してください。

開放施設	開放校	時間
屋内運動場(体育館)	中央小・東小・西小・北小・菊沢東小・菊沢西小・石川小・津田小・池ノ森小・さつきが丘小・みどりが丘小・北押原小・加園小・板荷小・南摩小・上南摩小・楡木小・みなみ小・東中・西中・北中・北犬飼中・北押原中・加蘇中・南摩中・南押原中・栗野中	午後7時～9時(原則として日曜を除く) (6～8月は午後7時30分～9時30分)
	清洲第1小・清洲第2小・永野小・粕尾小	平日 午後6時～9時 (6～8月は午後6時30分～9時30分) 土日曜・祝日 午前8時～午後9時
屋外運動場(校庭)	加園小・東中・西中・北中・北犬飼中・北押原中・板荷中・南摩中・南押原中・鹿沼東高	4月1日～11月30日(鹿沼東高校は10月31日まで) 午後7時～9時(原則として日曜を除く) (6～8月は午後6時30分～9時30分)
	清洲第1小・清洲第2小・永野小・粕尾小	平日 午後6時～9時 (6～8月は午後6時30分～9時30分) 土日曜・祝日 午前8時～午後9時

▶ お問い合わせ スポーツ振興課スポーツ施設係(☎63-2255)

スポーツの力で健康的な生活をしよう！

昭和36年に制定されたスポーツ振興法は、我が国のスポーツの発展に大きく貢献してきました。しかし、制定から50年が経過し、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律として、議員立法により平成23年に「スポーツ基本法」が成立しました。

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。



出典:文部科学省ホームページ「スポーツ基本法リーフレット」(<http://www.mext.go.jp/booklet/1294819.htm>)の内容を引用・編集・加工して作成

